

J A M 政策NEWS

2004年1月22日 第2004-14号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

育児・介護休業法改正案要綱まとまる 子の看護休暇義務化など連合要求が概ね実現

1月20日に開催された労働政策審議会雇用均等分科会は、育児・介護休業法の一部を改正する法律案要綱について「概ね妥当と認める」との報告をまとめました。

少子・高齢化が急速に進む中で、働く人すべてが、主体的にその能力を発揮していくことが求められており、職業生活と家庭生活のバランスがとれた多様な働き方が選択できるようにしていくことの重要性が高まっています。

連合要求が概ね実現

今回の改正では、「一定の要件を満たした有期雇用契約労働者への適用」「保育所に入れないう等の事情のある場合の休業期間延長」「子どもの看護休暇制度の義務化」などが盛り込まれています。連合は事務局長談話を発表し、平成13年の前回改正時に、連合が強く要求していた項目が大枠で受け入れられたと述べています。

また、23日に開催される職業安定分科会では、雇用保険による育児・介護休業給付を、この改正にあわせるための雇用保険法改正案要綱がまとめられる予定となっています。

改正案の主な内容は左表の通りです。

< 育児・介護休業法改正案のポイント >

1. 期間を定めて雇用される者への適用
次のいずれにも該当する場合、育児休業の申し出ができる。

同一の事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

対象となる子が一歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者

2. 特別の事情がある場合の育児休業の延長
保育所に入れられないなど、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合、休業期間を1年6ヶ月まで延長できる。

3. 介護休業取得回数

同一の対象家族1人につき1回から、当該家族の要介護状態ごとに1回に改正する。

4. 子の看護休暇の義務化

小学校就学前の子を対象に、年5日を義務化する。(現在は努力義務)

5. 雇用保険給付の改正

育児・介護休業給付期間を上記改正に合わせる形で変更する。

6. 施行

平成17年4月1日

なお、この法案は、2月頃通常国会に上程される予定です。

連合は、勤続1年以上の有期労働者には原則としてすべて適用させることなど、さらなる要求実現に向けて、国会対策等を強化としています。